

障害者手帳アプリによる県有施設等の割引

問い合わせ先
障害福祉課

～スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」を導入しました!～

①スマートフォンに「ミライロID」をインストール



- ◎ アプリのインストール後、障害者手帳の登録が必要になります。
- ◎ 登録には紙またはカード型の障害者手帳が必要です。

利用可能県有施設は13カ所(令和5年3月末現在)
民間施設等でも利用できるところが増えてきています!
利用可能施設や受けられるサービスの詳細については、
ミライロID公式サイト(<https://mirairo-id.jp/>)をご覧ください。

②利用可能県有施設等の窓口で提示



- ◎ 「ミライロID」を起動して、アプリのホーム画面を窓口で提示することで、障害者手帳の提示と同様のサービスを受けることができます。
なお、これまで通り障害者手帳をお使いいただくこともできます。